

○公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

改正後

改正前

<p>公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則</p> <p>平成十五年八月一日 規則第百十三号</p> <p>改正 令和二年一月二四日規則第 六二号</p> <p>公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則</p>	<p>公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則</p> <p>平成十五年八月一日 規則第百十三号</p> <p>改正 令和二年一月二四日規則第 六二号</p> <p>公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則</p>												
<p>第一条 この規則は、公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）第四条第三十四号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第三十五号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（浴槽水等の水質の基準）</p> <p>第二条 条例第四條第三十四号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>	<p>第一条 この規則は、公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）第四条第二十九号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第三十号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（浴槽水等の水質の基準）</p> <p>第二条 条例第四條第二十九号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="622 129 805 403"> <p>一 濁度</p> </td> <td data-bbox="622 403 805 806"> <p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p> </td> <td data-bbox="622 806 805 1115"> <p>五度以下であること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 129 622 403"> <p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p> </td> <td data-bbox="162 403 622 806"> <p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p> </td> <td data-bbox="162 806 622 1115"> <p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p> </td> </tr> </table>	<p>一 濁度</p>	<p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p>	<p>五度以下であること</p>	<p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="622 1115 805 1388"> <p>一 濁度</p> </td> <td data-bbox="622 1388 805 1792"> <p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p> </td> <td data-bbox="622 1792 805 2101"> <p>五度以下であること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 1115 622 1388"> <p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p> </td> <td data-bbox="162 1388 622 1792"> <p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p> </td> <td data-bbox="162 1792 622 2101"> <p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p> </td> </tr> </table>	<p>一 濁度</p>	<p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p>	<p>五度以下であること</p>	<p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>
<p>一 濁度</p>	<p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p>	<p>五度以下であること</p>											
<p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>											
<p>一 濁度</p>	<p>水質基準に關する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。）本則第五十二号に定める方法</p>	<p>五度以下であること</p>											
<p>二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示本則第四十七（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>											

ているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

一部改正〔令和二年規則六三号〕

(浴槽水等の水質の検査)

第三条 条例**第四**条**第三十五**号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

- 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上
- 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上
- 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上

附則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附則 (令和二年十一月二十四日規則第六十三号)

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

ているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

一部改正〔令和二年規則六三号〕

(浴槽水等の水質の検査)

第三条 条例**第四**条**第三十**号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

- 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上
- 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上
- 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上

附則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附則 (令和二年十一月二十四日規則第六十三号)

この規則は、令和三年二月一日から施行する。